

だれもが親しめる町

「十三」で暮らす安心

ケアハウス はくあい
入居ご案内

社会福祉法人 博愛社

ケアハウス はくあい

〒532-0028 大阪市淀川区十三元今里3丁目1-88

電話 06-6301-8908 (ケアハウス直通)

6301-8901 (代表)

FAX 06-6301-8907

ケアハウス はくあい 概要説明

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 博愛社
法人所在地	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
代表者氏名	理事長 長野 泰信
電話番号	06-6301-0367
設立年月日	1952(昭和27)年5月20日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス はくあい		
施設の所在地	大阪市淀川区十三元今里 3-1-88		
施設長名	成田 吉哉	電話 06-6301-8908	FAX 06-6301-8907
構造・規模	鉄筋コンクリート造り地上4階、塔屋1階のうちの4階部分		
延床面積	1,434.88㎡	居室 28室（1人部屋 26室、2人部屋 2室）定員 30名	
設備	ミニキッチン(電磁調理器・給湯)、トイレ、エアコン、ナースコール・電話・テレビ 端子、整理タンス、等		
開設年月日	1998(平成10)年4月1日	共用＝食堂、談話室(2)、和室、浴室(2)、洗濯室	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	1890年の創設以来、キリスト教の「隣人愛」の精神にたって運営し、高齢者が生きがいのある、心豊かな毎日を送れるように努めています。「障がいがあっても認知症になっても地域で普通に暮らす（地域生活支援）」をモットーに、老人福祉法の理念に基づき、入居者の援助の充実ならびに生活の安定を図ることを目的とします。
施設運営の方針	入居者に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本とし、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等の援助に万全を期することを基本方針とします。

4. 入居時利用要件

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下などがあり、または高齢などのため独りでの生活に不安があり、家族の援助が難しい方。介助を必要としないで、自力で生活されている方。
- (2) 年齢が60歳以上であること。ただし利用者の配偶者、三親等内の親族と共に利用する場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ協調して集団生活を営める方。(年一回の健康診断書提出が必要)
- (4) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である方。(年一回の収入申告書提出が必要)
- (5) 身元保証人(入居者が入居生活が困難になったとき責任をもって身元引き受けができる方)が2人おられる方。

5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤
2. 事務員	庶務、会計業務	1名	常勤 兼務
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
4. 介護職員	日常生活の支援・援助	3名	常勤
5. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	常勤 兼務
6. 調理員	献立表に基づき食事提供	3名	常勤 兼務

(兼務は併設の特別養護老人ホーム職員)

6. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種類	内容
食 事	<p>【食事時間】 朝食 8時00分 ~ 9時00分 昼食 12時00分 ~ 13時00分 夕食 18時00分 ~ 19時00分</p> <p>*通院などで遅れる場合などはお相談下さい。 栄養士の献立によるものを、1日3回提供いたします。</p>
入 浴	<p>入 浴 日 : 大浴場と個浴場を状況に合わせてご利用いただけます。 入浴時間 : 午後から夜にかけて、男女入れ替え制としています。</p>
健 康 管 理	<p>少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど、必要な指導援助を行います。 利用者から健康に関わる相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。</p>
相談及び援助	<p>各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の便宜	<p>日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。</p>

(2) 基準外のサービス

種類	内容
理 美 容	毎月2回 特養と同時日に訪問理美容サービスの利用可
貴重品管理	各自で管理
レクリエーション	<p>お茶クラブ、押し花クラブ、ラヂオ体操その他</p> <p>お誕生日会、買い物ツアー、外食ツアー、映写会 (定期的に開催)</p> <p>正月、節分、桃の節句、お花見、食事会、花火大会、敬老会、紅葉ツアー、クリスマス、書初めなど季節行事と、法人内での各種行事</p>

7. 利用料（①管理費+②サービス提供費+③生活費+④各種利用料・使用料の合計です）

①管理費【居住に要する費用】

分割方式 （一人部屋）
（二人部屋）

月 払 い
28,000円
56,000円

☆生活費およびサービス提供費 特養併設30人定員

利用者階層別料金表（月額）

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金		
		②サービスの提供に要する費用	③生活費	計
1	1,500,000円以下	10,000	46,940	56,940+管理費
2	1,500,000円～1,600,000円	13,000	46,940	59,940+管理費
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	46,940	62,940+管理費
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	46,940	65,940+管理費
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	46,940	68,940+管理費
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	46,940	71,940+管理費
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	46,940	76,940+管理費
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	46,940	81,940+管理費
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	46,940	86,940+管理費
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	46,940	91,940+管理費
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	46,940	96,940+管理費
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	46,940	103,940+管理費
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	46,940	110,940+管理費
14	2,700,001円以上	69,000	46,940	115,940+管理費
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,100円を加算します。				
但し、大阪府が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を致します。				

(2019年10月1日改定)

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

【毎年2月に源泉徴収票や年金額証明書等と介護・医療の保険対象利用料の領収書などをもって前年度の収入と上記必要経費の証明書類を添付の上、収入申告をして頂き、次年度4月からの利用料決定します】

注2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は上表により求めた額とします。

注3 **夫婦で入居する場合**については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、それぞれ7,000円とします。

内訳

④その他の利用料・使用料（消費税込み） ～次頁詳細～

下線は使用・利用料に伴い変動しますが基本使用料、利用料、通話料など概ね10,000～20,000円程度。

- 1) 居室内の電話使用料金・・・・・・・・・・工事費、基本料金、通話料など個人負担
- 2) 居室内電気使用料金・・・・・・・・・・基本料金2,916円+使用料
- 3) 居室内の上下水道費・・・・・・・・・・月額 2,660円

- 4) ゴミ処理・・・・・・・・・・・・・・・・ 月額 740円
- 5) エアコン分解清掃(2年に1回実施)・・・・ 月額 360円
- 6) エアコンフィルター清掃(半年に1回実施)・・ 月額 130円
- 7) 換気ダクト(1年に1回実施)・・・・・・ 月額 730円
- 8) 雑排水管(1年に1回実施)・・・・・・ 月額 570円
- 9) シャワー付き居室設備使用料・・・・・・ 月額3,500円
- 10) 乾燥機使用料・・・・・・・・・・・・ 100円/60分

※ なお、上記の生活費およびサービス提供費は今年度の国基準額であり、次年度の基準の改定により変更することがあります。

8. 利用料の請求及び支払い

入居料金は上表を基に1か月ごとに計算します。入居者は毎月、当月分の費用を当月15日以降に郵便口座より引き落としさせていただきます。(ただし、検針による居室内の電気使用料や電話通話料金は前月分を請求します。)

9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	来園者名簿に記入していただきます。
外出・外泊	所在確認の為、外出届・外泊届に所要事項を記入していただきます。 6:30~21:00迄は正面自動扉をご利用下さい。
喫 煙	居室内火気厳禁につき所定の場所に限ります。(5階喫煙コーナー)

◆同建物内に博愛社診療所を併設しています。(週4程度の診療日は要予約制)どなた様もご利用いただけます。(費用は介護サービス同様、個別精算となります。医療保険証をお持ち下さい)

10・個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。原則として施設での介護サービス提供目的以外には利用しないとしています。

11・緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

その他お問い合わせ

※サービスに関するご質問や、ご相談については、お気軽にお問い合わせ下さい。

施設見学も行事日など特別な事情がない限り、随時承っております。

ケアハウスはくあい 06-6301-8908

窓口担当者:河村 卓哲 (相談員)